水戸支部

第2回 業務研修会

日 時: 令和 4 年 7 月 22日(金)

午後6時30分~午後8時

場 所:茨城県水戸生涯学習センター 大講座室

内 容: 「相続の基礎 戸籍の読み方・集め方」

立木 舞 先生 講師

令和4年度「第2回業務研修会」が、茨城県水戸 生涯学習センターにて開催されました。

今回のテーマは「相続の基礎 戸籍の読み方・集 め方」で、相続関係業務に豊富な経験をお持ちであ る立木 舞 先生に講義をしていただきました。

まず、相続関係業務の基礎的な内容について、実 際の手続の流れを踏まえて丁寧に説明していただき ました。

その後、集める必要がある戸籍について、相続人 のタイプごとに解説していただきました。相続人の タイプの具体例とともに説明していただけたことで、 これから相続業務を行われる先生方にとって、大い に参考になったと思われます。



続いて、戸籍の読み方の講義がなされました。解 説では、難読漢字の読み方の説明に加えて、改製原 戸籍についても、その歴史的変遷を踏まえながら説明 がなされました。戸籍の形式は、市町村ごとに多種 多様な形式があるため、読み解くのに苦労されること が多いと思われます。その中で、時代ごとの改製原 戸籍の特徴という、戸籍制度の大枠の理解は、今後 の作業効率の上で大いなる指針になると思われます。

ありがとうございました。





【ご紹介】水戸市保健所

令和2年4月1日、市民が安心を感じられる住み やすいまちを実現していくために、水戸市は中核市 へ移行いたしました。

これにより保健衛生行政について、水戸市は新た に水戸市保健所を設置し、運営を開始しております。

水戸市保健所は、この度の新型コロナウイルス感 染症が蔓延する中で、地域住民のために多大な貢献 をしてくださいました。そして、今後コロナ禍の影 響から経済が回復する過程でも、その役割はますま す増えていくと思われます。これに伴い、行政書士 として関わられる先生も増加していくことでしょう。 そこで、今回は水戸市保健所の中から特に行政書士

と関わりの深い、医事薬事室、環境衛生係、食品衛 生係をご紹介いたします。



水戸市保健所は、茨城県中央保健所の西の建物です。



水戸市保健所は、北庁舎と南庁舎からなり、申請を受け付けている各課 は、北庁舎の2階にあります。



階段を上って左折すると、申請各課があります。

【医事薬事室】

医事薬事室は、医療法など医事 関係法規や薬機法など薬事関係法 規に基づく許認可業務を行うこと で、安心して医療の提供を受けら れる環境をつくり、地域住民の健 康の保持及び推進を図っています。

具体的な業務としては、病院、 診療所、助産所等の開設許可、届出、 立入検査や、薬局、医薬品販売業 等の許可、届出、監視指導などを 行っています。

(医事薬事室から一言)

医事及び薬事関係手続きは多岐 にわたるので、事前にご相談いただ けると幸いです。



医事薬事室は、北庁舎2階の保健総務課の中 にあります。



医事薬事室ご担当の 鈴木 恵理奈さん

【環境衛生係】

環境衛生係は、市民の日常生活に 密接な関係を持つ環境衛生営業施設 についての許可、届出及び監視指導 を行うことで、施設の衛生を確保し、 地域住民の公衆衛生の向上及び増進 を図っています。

具体的な業務としては、旅館・公 衆浴場・興行場の許可、監視指導な どや、理容所・美容所・クリーニン グ所の届出、監視指導、また特定建 築物に関する届出など、広く生活衛 生に関係する10本の法律を所管して います。



環境衛生係は、北庁舎2階の保健衛生課の中 にあります。



環境衛生係ご担当の 田村 葉月さん

(環境衛生係から一言)

日常生活に密接にかかわる生活関連営業施設は、時代のニーズを捉え多様な形態や新たなサービスが提供され続けています。例えば、まつ毛エクステや、テントを利用したサウナ、ロッカー等による洗濯物の受取りなど様々あります。そのため、保健所では、申請時等には営業者の方から詳細に業務内容を聞き取ることが重要な作業となっております。

行政書士会の皆様方には、ご理解とご協力をお願いします。

【食品衛生係】

食品衛生係は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することで、地域住民の健康の保護を図っています。

具体的な業務としては、飲食店や食品販売、製造などの営業施設の許可や、これらの施設への監視指導や 食品衛生に関する知識の普及啓発のための講習会などを行っております。

また、市民から寄せられる食品衛生に関する相談への対応や、食中毒が起きたときの患者や施設の調査、食中毒の原因施設への行政処置や改善指導なども行っております。

(食品衛生係から一言)

令和3年6月に改正食品衛生法が 完全施行され、全ての食品等事業者 におけるHACCPに沿った衛生管理 の義務化や、34業種の食品営業が32 業種に見直されるなど大きな改正が ありました。現在、旧制度と新制度 の過渡期となりますが、水戸市には レストランや居酒屋などの飲食店の 営業許可件数が約3,000件、その他の 食品関係営業許可件数が約1,000件あ ります。HACCPに沿った衛生管理の 義務化に伴い、窓口において専門的 な相談や情報提供に努めております。



食品衛生係は、北庁舎2階の保健衛生課の中 にあります。



食品衛生係ご担当の 布施 清夏さん

運営開始から2年が過ぎ、すでに水戸市保健所に 各種申請や届出の提出を行われた先生もいらっしゃ ると思われます。どの担当者も、親切で、丁寧に対 応してくださいます。

取材の日は、新型コロナウイルス感染症の第7波の拡大が顕著になり始めてきたころで、職員の皆様の「水戸市民の健康を守ろう」という気概がひしひしと感じられました。

お忙しい中、取材にご協力いただき、ありがとうございました。

水戸市保健所

住 所 茨城県水戸市笠原町993-13 業務(利用)時間 午前8時30分午後5時15分まで 休業日 土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日



北庁舎2階のご案内

※ 水戸支部では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、管轄の全ての市と町において、無料相談会を実施しております。

(通信員 宇野 雅彦)

県南支部

第3回 理事会

日 時: 令和 4 年 7 月 30 日 (土) 午前10時30分~正午

場 所:L'AUBE kasumigaura

参加者:20名

議 題:

【審議事項】

1. 行政書士制度広報月間(10月) 広報グッズ購 入の件

担当理事が資料に基づき説明、審議の結果、全 員賛成をもって可決した。

2. 経理担当及びIT担当の日当について 総務部長が担当者の日当について説明、審議の 結果、全員賛成をもって可決した。

【協議事項】

1. 研修旅行の件

担当理事が研修旅行の計画・内容について説明。 コロナ禍の為、9月理事会で実施の可否を諮る ほか、直前に中止する可能性もあるためキャン セル料について確認があった。

- 2. 広報月間の活動予定と担当割り (無料相談会責 任者・標示板調査・チラシ配布等) 業務部長が資料に基づき説明。担当割りと各市 町村の日程に調整を行った。
- 3. 相談員公募の案内方法について 担当理事が資料に基づき説明。ガイダンスの実

施回数や相談員募集の告知方法、相談員の増員 方法などについて検討。各理事から出された意 見、提案など取りまとめ年度中に精査する。ガ イドラインの改正は総会決議事項の為、来年3 月の理事会までに上程できる形とする予定。

4. 県南支部慶弔規定について 総務部長が県南支部慶弔規定の改定について説 明。今年度中に精査する旨を確認した。

【報告事項】

- 1. 研修会の準備状況について報告があった。
- 2. 次年度の総会の日程について報告があった。
- 3. 各種資料(書類やデータ、議事録など)の保存 や管理方法について報告があった。



広報月間の準備を中心に各議案を検討する理事

業務研修会 第1回

日 時: 令和4年7月30日(土) 午後1時~午後3時30分

場 所:L'AUBE kasumigaura

講師名:第一部 「行政書士として知っておきたい 働き方改革~時間外労働規制を中心に~|

講師 特定社会保険労務士

秋元 譲 氏(KDS労務管理事務所代表) 第二部 常設無料相談会相談員募集につい てのガイダンス

ナビゲーター 支部理事 永野 智之 氏

受講者:36名

第一部 「行政書士として知っておきたい働き方改 革~時間外労働規制を中心に~」

講師の秋元譲先生は、特定社会保険労務士兼医療 労務コンサルタントとして主に医療機関の経営アド バイザーとして活躍中。専門雑誌の執筆やセミナー 講師なども務めている。また、一時期は行政書士と しても活動しており、行政書士の立場から見た関連 法規や対策にも精通している。

最初に「働き方改革は、個々の事情に応じた多様 で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするた めの改革であり、①労働時間法制の見直し、②雇用 形態に関わらない公正な待遇の確保を大きな柱とす る改革です。本日は、働き方改革の中の重要な法規 制である時間外労働の上限規制を中心に説明します」。 労働時間法制の見直しの目的は、働き過ぎを防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現すること。特に残業時間の上限が規制されたことにより労働時間の管理が重要。令和6年度まで上限が猶予されている業種(運送業・建設業・医師等)についても規制後の対応を早めに始めることが必要という。

雇用形態に関わらない公正な待遇を確保する目的は、正社員と非正社員の間の不合理な待遇の差を無くすことにより、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようにすることで多様で柔軟な働き方を選択できるようにすること。このため不合理な待遇差を禁止する「均衡待遇規定」と差別的取り扱いを禁止する「均等待遇規定」が定められたという。



講師の秋元譲先生

時間外労働時間の上限規制が猶予されている医師、 建設業、自動車運転業務について、それぞれの規制 内容に応じた対応方法の解説もあった。

最後に「働き方改革は、許認可や公共入札での審査にも深く関わりますので、社労士だけでなく行政書士の先生方のお力、ご理解が必要です。また、賃金請求権の時効が3年に延長されたことにより、弁護士・ユニオン等を通じ、トラックドライバーや医師からの未払い残業代請求が増えています。時効は将来5年になり、更にこの流れは加速するでしょう。規制行政への対応だけでなく、民事紛争を防止するという意味でも対応が必要です」という。多くの資料と分かりやすい講義により働き方改革の理解を深めた研修会となった。



働き方改革において行政書士の役割を学ぶ

第二部 常設無料相談会相談員募集についてのガイ ダンス

永野智之先生が「県南支部 常設無料相談会実施ガイドライン」を基に相談会の目的や相談員の役割・使命、注意事項などについて説明。「無料相談会を通じて地域住民の福祉向上に寄与するとともに、行政書士制度の周知拡大を図ることを目的」としており、相談員は「品位を保持するとともに、行政書士倫理綱領を遵守し、服装、言動、態度に細心の注意を払わなければならない。……相談会会場において、相談員は自身の積極的な営業活動を行ってはならない」と規定。目的と開催要領などを理解したうえで、多くの方々に相談員としての活動、協力を求めた。

現在、県南地域の8市町(土浦市、つくば市、牛 久市、守谷市、石岡市、稲敷市、阿見町、河内町) で常設無料相談会を実施している。 ガイダンス終了後、相談員名簿への登録希望者が 多数ありました。会場ごとに配置する相談員の人数 が異なるため、人数調整して相談員を務めていただ く予定。



ナビゲーターを務めた永野智之先生

(通信員 澁谷 輝男)

県西支部

第1回 理事会

日 時:令和4年6月11日(土)

午前10時~正午

場 所: 筑西市ダイヤモンドホール

出席者:17名

県西支部理事会が開催されました。監事1

名を除き17名全員出席でした。

議 題:

1号議題 支部規則について

- ①褒賞規則
- ②役員選任規則の詳細について
- ③会計規程

2号議題 次年度支部事業について

- ①研修部研修内容について
- ②研修時期
- ③その他

これらに加え報告事項として、本会からの依頼で あるマイナンバー代理申請にかかる相談員業務や県 内土木事務所での無料相談会、空き家バンク相談員 の設置について増戸支部長から説明がありました。

国内情勢が目まぐるしく推移する中で議題満載の 理事会でしたが、活発な意見交換がなされました。 回を重ねる毎に、風通しが良く活気のある執行部に なりつつあります。

コラム | 遊撃!通信員の行政書士たび・プチ ~ ちゃっかり節 ~

業務の忙しさや新型コロナウイルスの流行により遠出ができない夏でしたが、偶然同業の先生よ り危急時遺言お手伝いのお声が掛かり、新幹線で静岡県へ。

急な上に間違いの許されない業務、緊張の中、山岳部への移動と業務で1日が終わってしまいま した。車窓から眺めた、富士山に連なる山々を思い出すばかりです。

最近、家裁にて手続き完了した旨のご連絡があり、ほっと一安心でした。



(通信員 鈴木 智絵)

県北支部

第2回 理事会

日 時: 令和 4 年 6 月11日(土) 午後 5 時~午後 6 時

場 所:Zoomにて

参加者:12名

6月11日に県北支部の理事会がZOOMにより行われました。主な議題につきましては下記のとおりになります。

1. 行政書士制度広報月間における活動について

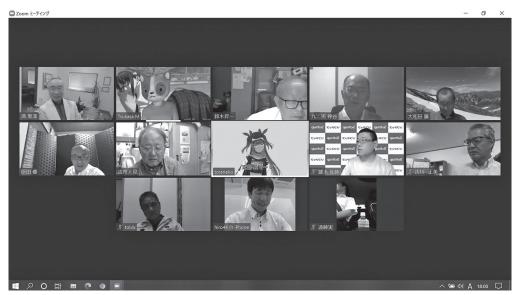
2. 研修会開催について

3. 研修旅行の実施について

4. 賀詞交歓会の日程及び場所について

内容としまして、行政書士広報月間における活動 については、ほぼ前年どおりで行うこととなり、そ れに伴う備品(のぼり等)については黒澤先生に保 管場所の提供をしていただいているとのことでした。 研修会開催については、6月下旬、8月下旬、10月頃の開催をするとのことになりました。研修旅行について、例年11月下旬とのことですが、この時期は路面凍結や積雪を考慮すると行き先が限定されてしまうため、9月か10月での開催を検討することになりました。賀詞交歓会について、実施予定とするが、日程及び場所は検討となりました。

支部長談「今回アバターで登場し理事の方々の反応を見ましたが、皆さん唖然としたのか反応が悪いと言うかノリが悪かったです。このデジタル時代に、こんな事で唖然とされては困ります。最終的には県北支部理事会はメタ・バースで行いたいと考えています。理事の皆様はさらなる研鑽をお願い致します。皆さんは少し地味ですね。ド派手に行きましょう。」



理事会の様子 支部長は真ん中の女の子

研修会 第1回

日 時:令和4年6月23日(木)

午後2時~午後4時

場 所:Zoomにて **参加者**:37名

令和4年度第1回県北支部研修会がZOOMにて 行われました。

研修内容はワイズ公共データシステム株式会社様 より講師を招き、「建設業財務諸表について」と題 し、財務諸表の基礎から、ソフトを使ってのデータ 入力の仕方等、わかりやすい解説をいただきました。







(通信員 飛田 宏道)

鹿行支部

第2回 理事会(政連幹事会)

日 時:令和4年6月18日(土) 午後3時から

場 所:潮来市中央公民館

参加者:12名 議 題:

(1) 令和4年度研修旅行について

(2) 令和4年度研修会について

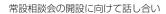
(3)無料相談会について

(4) 忘年会(研修会)について

(5) その他 支部創設50周年を迎えての記念品及び記念誌について



多くの先生方にお集まりいただきました





令和4年度第2回理事会を開催しました。今回は、研修会や無料相談会など、支部活動のメインとなるも のに関しての会議です。研修会に関しては、日帰り研修旅行を7月に開催することを決定しました。3年ぶ りとなる研修旅行では、会員の皆様とより良い懇親が深められるよう、準備を進めていきたいと思います。 また、無料相談会に関しては、場所の選定や広報関係に関する確認が行われ、今年も多くの方のお役に立

てる相談会となるよう、様々な意見がだされました。新たな検討に関しても話し合いがなされ、各行政機関 との結びつきを更に重視したものにしていこうという意見がありました。さらに、常設の相談会に関して、 鹿嶋市との調整の進捗状況報告があり、できるところから始めていこうという意見もあったので、実現に向 けて進めていきたいです。

令和4年度 鹿行支部日帰り研修旅行

日 時:令和4年7月24日(日)

場 所:日光 **参加者**:10名

3年ぶりとなる鹿行支部日帰り研修旅行を、万全のコロナ対策に努めながら行いました。目的地は日光で、 参加者は10名です。東照宮や田母沢御用邸の歴史的建造物を見学し、船村徹ミュージアムでVR技術に触れ るなど、素晴らしい体験をすることができました。

歴史文化散歩を満喫し、老舗ホテルでの昼食も堪能でき、実りのある研修旅行であったと思います。



日光東照宮で記念撮影



実りある研修となりました

(通信員 阿部 孝太郎)